

習志野市立藤崎保育所移管先法人募集に係る質問及び回答

習志野市こども部こども政策課

No.	該当頁・番号	質問事項	市回答
1	P1・2	令和2年4月、令和3年4月、令和4年4月の年齢別入所状況を教示いただきたい。また、各年度の定員充足状況（各年齢現行定員迄入所が到達した時期）も可能であれば教示いただきたい。	年齢別の定員と入所状況は次のとおりです。定員充足状況については算定していません。 【定員】 0歳:9人 1歳:15人 2歳:20人 3歳:25人 4歳:27人 5歳:27人 【令和2年4月1日】 0歳:5人 1歳:20人 2歳:20人 3歳:23人 4歳:25人 5歳:24人 【令和3年4月1日】 0歳:6人 1歳:20人 2歳:22人 3歳:21人 4歳:24人 5歳:26人 【令和4年4月1日】 0歳:6人 1歳:20人 2歳:22人 3歳:22人 4歳:25人 5歳:24人
2	P1・2	藤崎保育所に入所している園児の主な地域（字）の出生数を示していただきたい。	令和4年4月1日時点の入所児童数119人のうち、116人が藤崎1丁目から5丁目に住所を有する方です。 字別の出生数は把握していませんが、各年3月末、9月末現在の町丁目別年齢別住民基本台帳人口は習志野市ホームページの人口統計から参照できます。
3	P2・4(2)	敷地面積について、「今後、測定の完了後に面積が確定」とあるが、測定の完了予定時期、データ受領可能時期はいつになるか。	現況測量については、令和5年3月末までに完了予定です。完了後、決定した移管先法人へ必要なデータは提供可能です。
4	P2・4(2)	現況測量の完了時期が応募法人側の希望時期より遅い場合、応募法人側で現地調査を行うことは可能か。	移管先法人決定後は、保育所運営に支障のない範囲内で現地調査を行うことは可能です。ただし、当該調査に係る費用は移管先法人にて負担してください。
5	P2・4(2)	現況測量には、園庭の樹木（高木・中木など）の位置も反映されるか。	現況測量の成果物には、既存樹木の位置も反映されます。
6	P3・4(5)④	既存建物の解体について、柱と梁だけを一部残し、新施設にて建物以外の用途で再利用することは可能か。	可能です。ただし、用途は工作物としてのものに限定するとともに、法人の責任のもと安全管理は十分に行ってください。なお、一部を残存することによって解体経費が増加する場合、当該増加分の費用は市は負担できません。また、土地返還時には法人の負担により撤去してください。
7	P3・4(5)④	解体工事については、入札を行うことを想定しているか。	解体工事の発注方法については、移管先法人において新施設建設工事と一体で入札を行っていただくことを想定しています。
8	P3・4(5)⑤	習志野市開発事業指導要綱に該当、一例として道路幅員9m拡幅など、既存建物が新築建物と併存する状況で開発許可申請・検査済証の取得の手続きをどのように捉えればよいか。上記、建築確認申請・同検査済証についても同様。	本計画は、新築及び既存建物解体を一連の整備工事として、習志野市開発事業指導要綱に沿った手続きを行うこととなります。また、建築確認申請等についても同様となります。

習志野市立藤崎保育所移管先法人募集に係る質問及び回答

習志野市こども部こども政策課

No.	該当頁・番号	質問事項	市回答
9	P3・4(5)⑥	敷地内の施設整備に支障となる障害物等の撤去等については、原則、事業者負担とされているが、受領資料以外で地中埋設物など想定しているものはあるか。	提供した資料及び施設外観から把握できるもの以外に、現在想定している埋設物等はありません。
10	P4・6	新園舎の構造に指定はあるか。	指定はありません。ただし、施設整備にあたっては、認可保育所に係る国・県・市の基準及び建築関係法令等を遵守して下さい。
11	P4・6(2)	工事中は園庭が利用出来なくなるが、どのような対応を想定しているか。また、隣接公園などの利用は可能か。	市立藤崎保育所の令和6年度の運営にあたっては、敷地東側1歳児保育室、2歳児保育室と公道の間にある乳児庭は、工事期間中も引き続き使用できるものと想定しています。その他、遊戯室や屋上、さらには隣接する公園や市立藤崎幼稚園を活用して、子どもの運動的な遊びや戸外活動を十分に保証していくことを予定しています。移管先法人へ運営を移管した令和7年度以降も、占有はできませんが、隣接する公園の使用は可能です。また、行事等において近隣の公共施設の敷地を使用することは、当該施設の運営に支障のない範囲で可能と考えます。なお、施設整備及び既存建物解体期間中における市及び移管先法人の保育の実施と、保育環境への影響に配慮した工事施工について、関係資料を添付のうえ、具体的な提案をお願いしております。
12	P5・6(3)	2歳児と3歳児が同一定員数を予定しているが、市内小規模認可保育施設等からの転園は想定していない計画でよいか。また、将来的な少子化対策として、開設時だけでなく、継続的に実員に応じた利用定員の設定の相談は可能か。	市立藤崎保育所については、現在、いずれの小規模保育事業所等からも進級先として設定されておらず、今後についても設定の予定はありません。利用定員の設定について現状の本市の取り扱いは、利用定員は原則認可定員とするものの、在籍する子どもの数が認可定員の90%以下となる場合、申出に基づき認可定員より少ない利用定員を設定できるものとしております。ただし、認可定員による受入れ体制が確保されていること、利用定員は毎年度見直すこと、受入れ人数が利用定員を3月連続で超過した場合は利用定員を見直すことが条件となります。
13	P11・8	現在市立藤崎保育所に在籍している職員職種・人数を参考として確認したい。	令和4年4月1日現在で、正規職員は、所長1人、主任保育士1人、保育士11人、栄養士1人、調理員1人となります。会計年度任用職員は、看護師1人、調理員3人、事務員1人、常勤保育士6人、短時間保育士7人、時間外補佐員等（資格なし）10人となります。なお、正規職員については、退職等が生じない限り令和7年4月1日付けで他市立施設等へ人事異動します。
14	P12・10(5)	応募書類の提出前に市との事前打ち合わせは必要か。	不要です。
15	様式6 職員配置・採用計画	施設長及び主任保育士予定者の氏名を記載するよう求めているが、あくまで予定者を記載との認識でよいか。また、藤崎保育所で現在勤務している施設長及び主任保育士は新設保育所での就労は希望しないと考えてよいか。	募集時において施設長及び主任保育士として配置を予定している方を記載してください。移管先法人決定後にやむを得ない事情等により変更する場合も、市と協議のうえ、募集要項に規定する要件を具備した方を選任してください。なお、移管前の市立藤崎保育所所長及び主任保育士は、退職等が生じない限り令和7年4月1日付けで他市立施設等へ人事異動します。

習志野市立藤崎保育所移管先法人募集に係る質問及び回答

習志野市こども部こども政策課

No.	該当頁・番号	質問事項	市回答
16	様式6 職員配置・採用計画	給食は給食事業者に運営を委託する予定であり、栄養士と調理員は委託事業者の職員となる。その場合、職員予定人数は委託事業者の予定人数を記載することによいか。	お見込みのとおりです。 ただし、給食業務を外部委託する場合は、様式7「提案内容」にはその旨記載してください。
17	資料2 敷地概要図	敷地・建物概要図のCADデータを提供いただきたい。	参考として、敷地・建物概要図のCADデータを、参加意思表明書を提出した全法人へ提供します。提供方法は別途お知らせします。
18	資料3 習志野市民間認可保育所設置及び運営に関する基準	屋外遊戯場は、既存建物解体後のスペースを充てると考えてよいか。	屋外遊戯場については、既存建物解体後のスペースに設置することを指定しているものではありませんが、そのような計画とする場合には、既存建物解体後に基準を満たすような提案としてください。